

「かわ」と「まち」のおいしい関係 ～かわまちづくり支援制度～



かわまちづくり(支援制度)

河口から水源地まで様々な姿を見せる河川とそれに繋がるまちを活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指します。

【 推進主体 】

1. 市町村
2. 市町村及び民間事業者
3. 市町村を構成員に含む法人格のない協議会

【 登録要件 】

- 推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、**推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川**
- 他、歴史的風致維持向上計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川等（登録要件の詳細は手引きや要綱を参照）

【 支援制度による支援 】

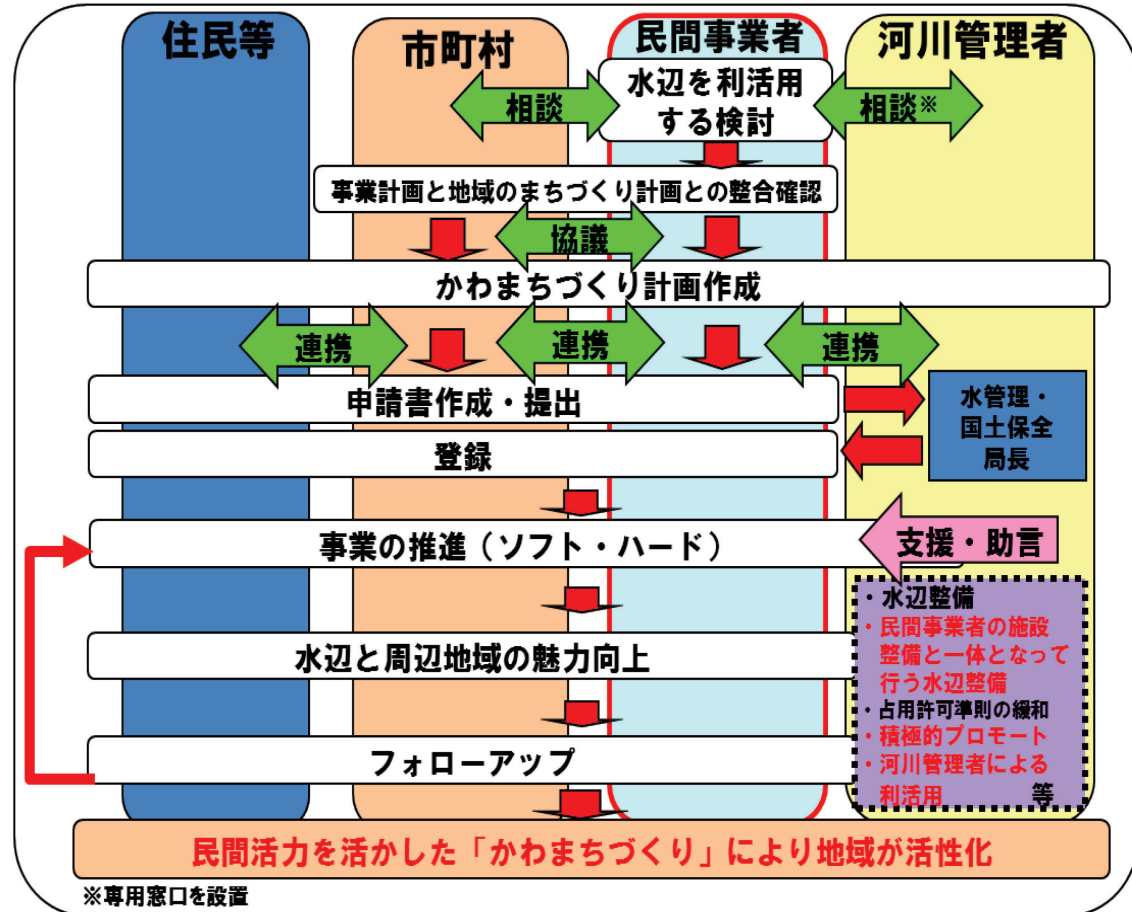
<ソフト対策>

優良事例等に関する情報提供のほか、河川敷のイベント広場やオープンカフェの設置等、地域のニーズに対応した河川敷地の多様な利用を可能とする「都市・地域再生等利用区域」の指定等を支援

<ハード支援>

治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を通じ、まちづくりと一体となった水辺整備を支援

【 申請に関する手順フロー 】

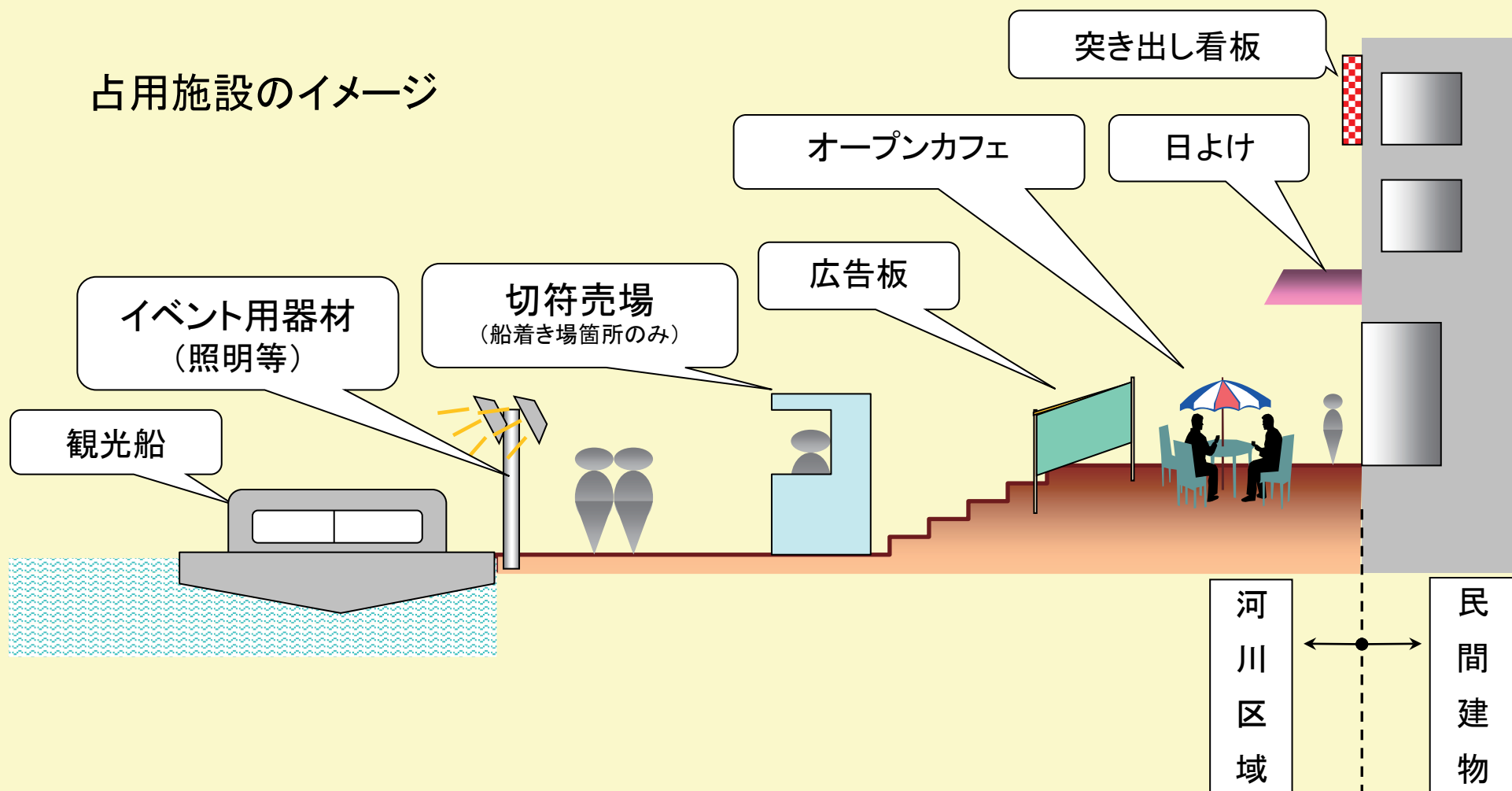


※229地区登録（令和元年度末日時点）

河川敷地占用許可準則の改正(河川空間のオープン化)

平成23年3月の準則改正により、全国の河川で民間事業者が、飲食店、オープンカフェ、広告板、照明・音響施設、バーベキュー場等を設営することが可能となった。全国で水辺空間の様々な利用が加速している。

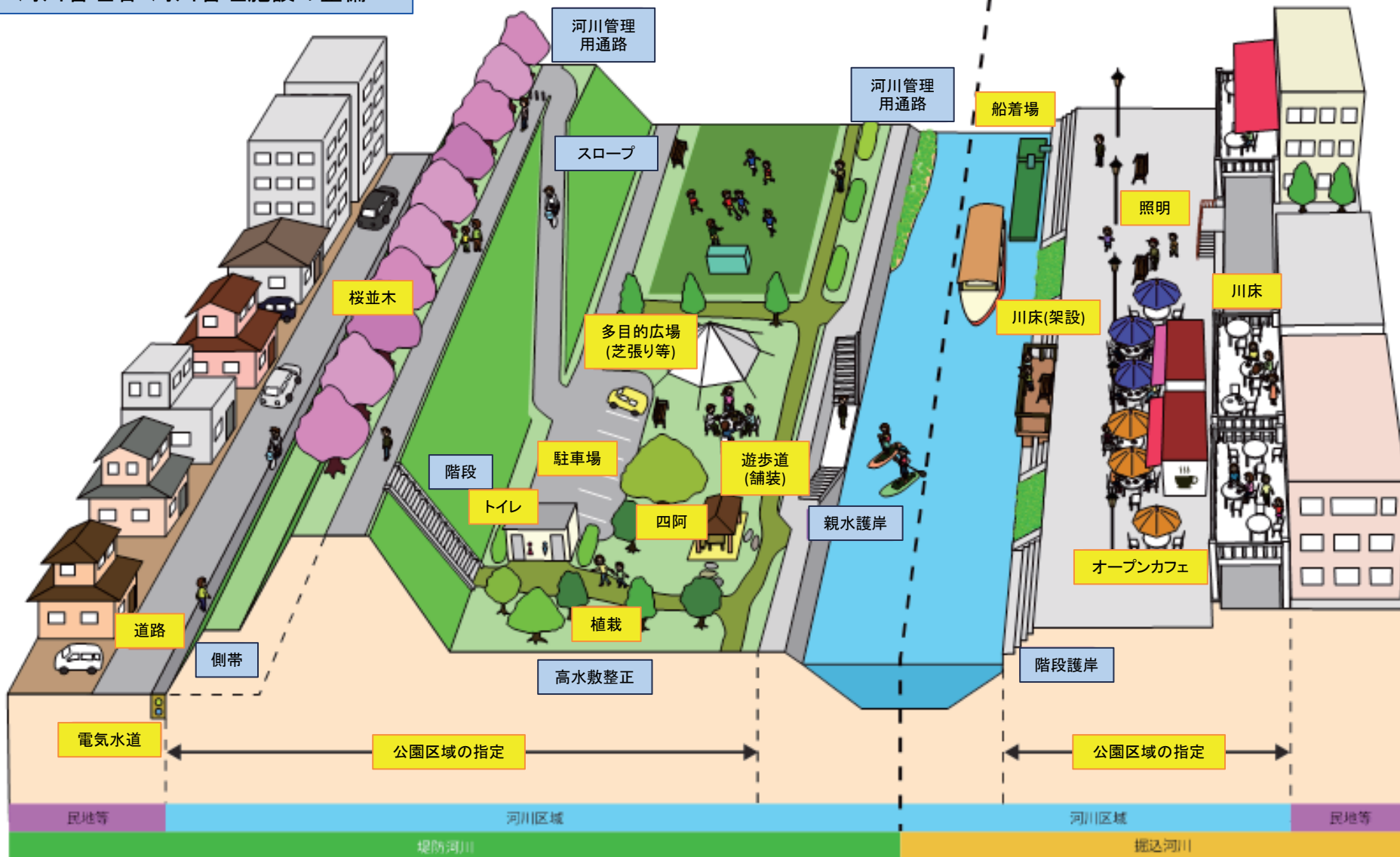
占用施設のイメージ



かわまちづくり ハード施策事例(参考)

市町村・民間事業者等: 利用施設の整備

河川管理者: 河川管理施設の整備



かわまちづくり 事例(堺市かわまちづくり)

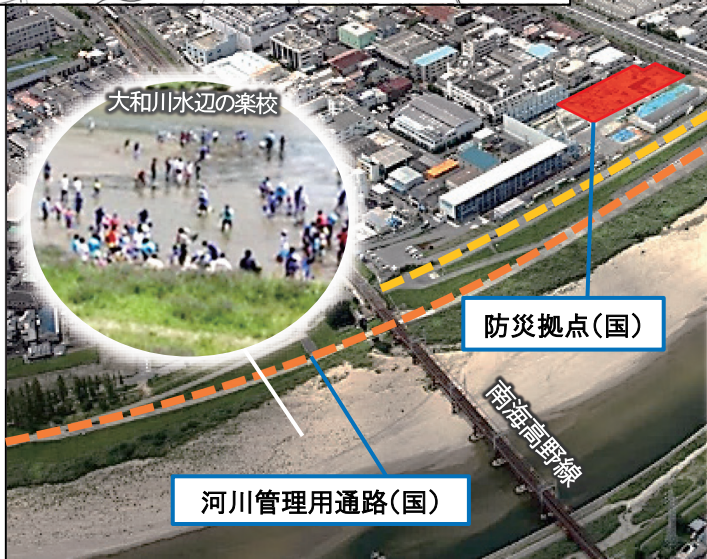
1. かわまちづくり計画登録年度

平成30年度(現在事業中)

2. ハード整備の内容

国土交通省: 河川管理用通路、防災拠点 等

堺市: 自転車歩行者通行空間、賑わい拠点、公園 等



かわまちづくり（おわりに）

本省HP

相談窓口「かわよろず」

KAWAMACHIDUKURI KAWAYOROZU

水管理・国土保全局は、地域の人々が様々な観点から川との良好なつながりを築くことで、

その地域ならではのまちの価値を高める「かわまちづくり」を支援しています。

これまでなかなか関わりが難しかった民間企業等の方々にも、

積極的にかわまちづくりの主体者の一員となっていただけるようになりました。

河口から上流まで、そこに川や湖があれば、その水辺が有する

景観・歴史・文化等の魅力を活かした地域活性化が図られるよう、

精一杯お手伝いします。

「かわよろず」は、次に関連するご相談を承ります。

- ・「かわまちづくり」支援制度に関する事
- ・ミズベリングに関する事
- ・河川空間のオープン化（河川敷地占用許可準則の特例）に関する事
- ・川の水を利用した発電に関する事
- ・その他、河川の空間及び流水の利活用、河川改修にあわせたまちづくりに関する事など

お気軽に「かわよろず」にご相談ください。



近畿地方整備局管内の河川での「かわまちづくり」計画の策定等に関する専用窓口は、河川部河川環境課（国管理区間）、地域河川課（都道府県管理区間）

お気軽にご相談下さい。